罪を疑われた人の権利（逮捕から判決まで）

罪を疑われた人の権利が、なぜ憲法で細かく守られているのか

どの段階でも：えん罪（罪のない人が罰せられること）を防ぎ、罪を疑われた人の人権を守る

1 捜査・逮捕	2 取り調べ	3 起訴	4 裁判	5 判決
警察・検察官	警察・検察官	検察官	裁判所	裁判所
被疑者（罪を疑われ、捜査を受けている人）		被告人（起訴された後。起訴で、よび方が変わる）		
✓ 令状がなければ逮捕されない（現行犯は除く） 第33条	✓ 言いたくないことは言わなくてよい（黙秘権） 第38条1項	✓ 弁護人を頼める。自分で頼めないときは、国が付ける 第37条3項	✓ 公平な裁判所で、速やかな公開の裁判を受ける 第37条1項	✓ 証拠が本人の自白だけなら、有罪にならない 第38条3項
✓ 拘束されるときは、理由を告げられ、すぐに弁護人を頼める 第34条	✓ 拷問は、絶対に禁止 第36条	検察官が、証拠をもとに裁判にかけるかを決め、裁判所に訴える（起訴）。起訴しないこともある。	✓ 証人に質問する機会が十分にある 第37条2項	✓ 犯罪の証明がないときは無罪 刑事訴訟法336条
✓ 家の捜索や物の押収にも、令状が必要 第35条	✓ 無理に言わせた自白は、証拠にできない 第38条2項			✓ 有罪とされるまでは、無罪と推定される（推定無罪） 原則

なぜ細かく守る？　逮捕や取り調べ、刑罰は、国の強い力。まちがえば、罪のない人の自由や人生を大きく損なう。

そのため、何人も、法律の定める手続によらなければ、自由を奪われたり刑罰を科せられたりしない（第31条）。

※ 流れは大まかな模式で、手続きのすべてではない。条は日本国憲法（刑事訴訟法336条を除く）。条文はやさしいことばに言いかえた。